

## ■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

| 随意契約の事前公表内容 |                             |                                                                                       |                                                         |                                                                                                                                                                                     |                                    |                                      |
|-------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| No.         | 契約件名                        | 契約内容                                                                                  | 契約の相手方の<br>決定方法                                         | 選定基準                                                                                                                                                                                | 申請方法                               | 契約担当課                                |
| 1           | 令和7年度水質<br>検査業務委託<br>(平日毎日) | 西原町（上下水道課）が供給する水道水が、法令で定められた水質基準に適合した安全な水であることを確認するため、水質検査計画に基づく定期毎日（平日）の水質検査業務を委託する。 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月27日16時まで | 建設部上下水道課<br>給水係<br>TEL098-945-4934   |
| 2           | 西原町立図書館<br>清掃業務委託           | 西原町立図書館の衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。                                                       | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部文化課<br>西原町立図書館<br>TEL098-944-4996 |
| 3           | 西原町立図書館<br>除草作業業務委託         | 西原町立図書館敷地内の衛生的環境を確保するため、除草作業の業務を委託する。                                                 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部文化課<br>西原町立図書館<br>TEL098-944-4996 |
| 4           | 町道及び歩道<br>等の除草作業<br>委託業務契約  | 西原町内町道等の除草及び清掃等良好な維持管理を行うために、除草及び清掃業務等を委託する。                                          | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月4日15時まで  | 建設部土木課<br>すぐやる係<br>TEL098-945-4415   |
| 5           | 令和7年度小学校<br>水泳プール<br>管理委任契約 | 西原町立小学校プール施設、機械設備、水質等を管理するためプール管理委任契約を結ぶ。                                             | 選定基準をすべて満たすことを要する。                                      | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月10日17時まで | 教育部教育総務課<br>教育総務係<br>TEL098-945-3655 |
| 6           | 令和7年度中学校<br>水泳プール<br>管理委任契約 | 西原町立中学校プール施設、機械設備、水質等を管理するためプール管理委任契約を結ぶ。                                             | 選定基準をすべて満たすことを要する。                                      | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月10日17時まで | 教育部教育総務課<br>教育総務係<br>TEL098-945-3655 |

## ■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

| 随意契約の事前公表内容 |                           |                                                                   |                                                         |                                                                                                                                                                                   |                                    |                                              |
|-------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------|
| No.         | 契約件名                      | 契約内容                                                              | 契約の相手方の<br>決定方法                                         | 選定基準                                                                                                                                                                              | 申請方法                               | 契約担当課                                        |
| 7           | 休日等における犬猫等動物死骸改修等業務       | 業務時間外において町が管理する道路、公園及び広場その他公共施設等で所有者が判明しない犬、猫等の死骸回収業務を委託する。       | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日15時まで | 総務部環境安全課<br>環境保全係<br>REL098-945-5018         |
| 8           | 西原町運動公園内屋外トイレ清掃業務委託       | 西原町運動公園内屋外トイレの衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。                             | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部生涯学習課<br>社会体育係<br>TEL098-945-8095         |
| 9           | パークゴルフ場・テニスコート場施設管理業務委任   | パークゴルフ場・テニスコート場施設を管理するため、パークゴルフ場・テニスコート場施設業務委任契約を結ぶ。              | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部生涯学習課<br>社会体育係<br>TEL098-945-8095         |
| 10          | パークゴルフ場・テニスコート場施設維持管理業務委託 | パークゴルフ場・テニスコート場施設を管理（芝刈り、清掃等）するため、パークゴルフ場・テニスコート場施設維持管理業務委託契約を結ぶ。 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部生涯学習課<br>社会体育係<br>TEL098-945-8095         |
| 11          | 公民館屋外清掃業務委託               | 西原町中央公民館内屋外の衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。                               | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部生涯学習課<br>社会教育振興・中央公民館係<br>TEL098-945-3657 |
| 12          | 公民館清掃業務委託                 | 西原町中央公民館内の衛生的環境を確保するため、清掃業務を委託する。                                 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日17時まで | 教育部生涯学習課<br>社会教育振興・中央公民館係<br>TEL098-945-3657 |

## ■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

| 随意契約の事前公表内容 |                            |                                                                                                                                    |                                                         |                                                                                                                                                                                   |                                    |                                      |
|-------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| No.         | 契約件名                       | 契約内容                                                                                                                               | 契約の相手方の<br>決定方法                                         | 選定基準                                                                                                                                                                              | 申請方法                               | 契約担当課                                |
| 13          | 資源化物収集<br>分別業務委託           | 西原町内の家庭ごみの中から有価物として回収する資源化物の収集・運搬・分別処理業務を委託する。                                                                                     | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日15時まで | 総務部環境安全課<br>環境保全係<br>TEL098-945-5018 |
| 14          | 緑のリサイクル木枝（家庭系）収集業務委託       | 西原町内の家庭より排出される木枝の収集・運搬業務を委託する。                                                                                                     | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日15時まで | 総務部環境安全課<br>環境保全係<br>TEL098-945-5018 |
| 15          | 一般廃棄物処理手数料徴収事務委託           | 指定ごみ袋等を販売することにより生じる、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を委託する。                                                                                          | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日15時まで | 総務部環境安全課<br>環境保全係<br>TEL098-945-5018 |
| 16          | 資源化物分別業務委託                 | 西原町内の家庭ごみの中から有価物として回収した資源化物の分別業務を委託する。                                                                                             | 選定基準をすべて満たすことを要する。                                      | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 本町の障がい者のために就労支援や自立支援を行うとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。                | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年3月31日15時まで | 総務部環境安全課<br>環境保全係<br>TEL098-945-5018 |
| 17          | 令和7年度文化財及び文化財周辺環境美化・整備業務委託 | 西原町内の代表的な文化財24箇所の環境美化業務を委託する。（※国指定文化財1箇所×8回、指定文化財3箇所×4回、未指定文化財20箇所×2回）                                                             | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年5月29日17時まで | 教育部文化課<br>文化財係<br>TEL098-944-4998    |
| 18          | ミバエ地上防除委託業務                | 沖縄県では、果菜・果実（マンゴ、グワバ、トマト、ピーマン）などに甚大な被害を与える害虫ミカンコミバエを1986年に根絶したが、東南アジア等の発生地域から侵入し再発する危険性があることから、防除のため年4回、住宅地域の庭木や街路樹に誘殺板を設置して再発防止する。 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年5月2日17時まで  | 建設部産業観光課<br>農林水産係<br>TEL098-945-4540 |

## ■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に関する随意契約の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約に関し、西原町契約規則第40条第2項の規定に基づき公表します。

| 随意契約の事前公表内容 |                        |                                                                |                                                         |                                                                                                                                                                                   |                                    |                                    |
|-------------|------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| No.         | 契約件名                   | 契約内容                                                           | 契約の相手方の<br>決定方法                                         | 選定基準                                                                                                                                                                              | 申請方法                               | 契約担当課                              |
| 19          | 観光地美化・緑化等環境整備管理業務委託    | 観光に資する特性の高い都市公園の環境美化のため、芝刈・除草、樹木剪定及び清掃作業等の公園環境整備業務を委託する。       | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月15日まで    | 建設部都市整備課<br>公園係<br>TEL098-945-4496 |
| 20          | 上原高台公園・その他公園樹木芝等管理業務委託 | 本町の都市公園・緑地・その他公園の環境整備として、芝刈・除草及び収集作業、樹木剪定、清掃作業等の公園環境整備業務を委託する。 | 選定基準をすべて満たすことを要する。なお、団体が複数ある場合は、見積書を徴し最も価格の低い者と契約を締結する。 | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月15日まで    | 建設部都市整備課<br>公園係<br>TEL098-945-4496 |
| 21          | 西原の塔清掃委託業務             | 西原町戦没者追悼式前の清掃業務を委託する。                                          | 選定基準をすべて満たすことを要する。                                      | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の障害者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。   | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年4月10日17時まで | 福祉部福祉課<br>社会福祉係<br>TEL098-945-4791 |
| 22          | 西原の塔清掃委託業務             | 西原町戦没者追悼式前の清掃業務を委託する。                                          | 選定基準をすべて満たすことを要する。                                      | (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。<br>(2) 本町に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。<br>(3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本町の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。<br>(4) 本町との契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 | 見積書の提出<br>[提出期限]<br>令和7年6月6日17時まで  | 福祉部福祉課<br>社会福祉係<br>TEL098-945-4791 |